

## 父親から暴力を受けている事例（中学校）

### 1 はじめに

児童虐待については、平成12年に、深刻化する児童虐待の予防及び対応方策とするために「児童虐待の防止等に関する法律」（「児童虐待防止法」）が制定された。しかしそれ以降も、全国の児童相談所における相談対応件数は増加しており、県内においても深刻なケースが見られることから、発生予防から早期発見・早期対策への重点的な取組を一層進める必要がある。児童虐待防止法により、学校・児童福祉施設及び学校の教職員・児童福祉施設の職員には、虐待の早期発見の努力義務が、また発見者には通告の義務が課せられており、児童虐待が疑われる事案に対して、教職員・保育従事者一人一人が適切に対応できるよう、学校園としての対応の流れや、子どもや保護者に対する支援の在り方等についての理解と認識を深めることが大切である。

### 2 研修プログラム

(1) テーマ 児童虐待への対応の流れや対応方法

(2) 研修のねらい

児童虐待が疑われる子どもを発見したときの学校園としての対応の流れや、子どもや保護者に対する支援の在り方について理解を深める。

(3) 研修の流れ（75分）

時 間	活動内容	留意点
導入 10分	1 本日の研修のねらいを確認する。	○ 本研修の趣旨説明をする。 ○ グループづくりを行い、進行係と記録係と発表係を決めるよう伝える。
展開 25分	2 〈ワークシート〉の事例について、具体的な対応の流れを考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。	
	3 記入した内容について、各グループで話し合う。	
	4 グループで話し合った内容を発表し、全体で共有する。	○ 学校園における対応の流れについて、全体で確認する。 ※「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第二版）（岡山県教育庁人権教育課 H30.3）」の6ページ、11ページ参照

30分	<p>5 支援や連携の仕方について考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。</p> <p>6 記入した内容について、各グループで話し合う。</p> <p>7 グループで話し合った内容を発表し、全体で共有する。</p>	<p>○ 「本人に対して」「父親に対して」「関係機関との連携」の三つの視点から考えさせる。</p>
まとめ 10分	8 振り返りとまとめをする。	<p>○ 研修を通して気付いたことや感じたこと等を〈ワークシート〉にまとめさせ、数人に発表させる。</p> <p>○ 虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、まず、同僚や管理職に相談し組織で対応すること、通告は支援の始まりであり、定期的に関係機関等と連絡を取り合うことが大切であることを押さえる。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動内容2を行う前に、教職員の実態に応じて、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第二版）（岡山県教育庁人権教育課 H30.3）」の6ページや11ページを活用して、対応の流れについて、全体で確認するという流れも考えられる。</li> <li>・ 活動内容4の後、校内体制等について全体で確認するという流れも考えられる。</li> <li>・ 関係機関の職員を助言者として招き、適宜助言をいただくと効果的である。</li> </ul>	

## 〈ワークシート〉 父親から暴力を受けている事例（中学校）

### 〈事例〉

本人A（中2男子）と兄（高1男子）、父親、祖母の4人家族。Aが小学校高学年の頃、両親が離婚した（原因の一つがDV）。母親は隣町に住んでおり、兄は遠方の高校に在籍し寮で生活している。Aの成績は中の下で、おとなしく、発達障害の診断を受けている。科学部に所属し、欠かさず活動している。

5月の連休明けの放課後、Aの祖母から学校に電話があり、「Aがいつもの時間に家に帰ってこないが、部活動で遅くなっているのか」と、問い合わせがあった。管理職が部の顧問に確認したところ、その日は部活動はないとのことだった。校内に残っていた担任と学年主任、生徒指導の担当者で、通学路を中心にAを探したところ、通学路沿いの神社の境内にいるところを発見された。

担任が声をかけると、Aが「家に帰りたくない」と言うので事情を尋ねたところ、中1の頃から、父親から、勉強しないでスマホを長時間使っていることや父親からするように言われたことができない、といった理由できつく叱られることが増え、最近はもので殴られることもあるという。Aの腕と肩には棒で殴られたような痕があざになっているのを確認した。昨晚も遅くまで、スマホのことで厳しく叱られ、ほとんど寝ていない、もう父親のいる家には帰りたくないと訴えている。

- 1 この事例に対して、どのように対応したらよいと考えますか。具体的な対応の流れを考えてみましょう。

2 この事例では、学校が児童相談所に通告し、対応した結果、児童相談所から父親に対して、A への関わり方等について指導・助言が行われることになりました。その後、本人や父親に対する学校の支援について、関係機関との連携についてどんなことが考えられますか。また、どんなことに留意しなければいけないでしょうか。自分の考えを書いてみましょう。

「本人に対して」

「父親に対して」

「関係機関との連携」

3 ふりかえろう

## 〈ワークシート〉（記入例）父親から暴力を受けている事例（中学校）

### 〈事例〉

本人A（中2男子）と兄（高1男子）、父親、祖母の4人家族。Aが小学校高学年の頃、両親が離婚した（原因の一つが父から母へのDV）。母親は隣町に住んでおり、兄は遠方の高校に在籍し寮で生活している。Aの成績は中の下で、おとなしく、発達障害の診断を受けている。科学部に所属し、欠かさず活動している。

5月の連休明けの放課後、Aの祖母から学校に電話があり、「Aがいつもの時間に家に帰ってこないが、部活動で遅くなっているのか」と、問い合わせがあった。管理職が部の顧問に確認したところ、その日は部活動はないとのことだった。校内に残っていた担任と学年主任、生徒指導の担当者で、通学路を中心にAを探したところ、通学路沿いの神社の境内にいるところを発見された。

担任が声をかけると、Aが「家に帰りたくない」と言うので事情を尋ねたところ、中1の頃から、父親から、勉強しないでスマホを長時間使っていることや父親からするように言われたことができない、といった理由できつく叱られることが増え、最近はもので殴られることもあるという。Aの腕と肩には棒で殴られたような痕があざになっているのを確認した。昨晚も遅くまで、スマホのことで厳しく叱られ、ほとんど寝ていない、もう父親のいる家には帰りたくないと訴えている。

1 この事例に対して、どのように対応したらよいと考えますか。具体的な対応の流れを考えて見ましょう。

記録をとる

- ・まずは管理職へ連絡する。
  - ・家（祖母）に発見の報告をする。
  - ・校内組織会議を開く。役割分担、対応の検討。
  - ・管理職は児童相談所へ通告をする。今晚本人の安全をどう確保するか相談。
  - ・所管の教育委員会、市町村の子ども福祉担当課へ報告する。
  - ・学校へ連れて帰り、話を聞く。
  - ・父親に学校へ来てもらい話を聞く。  
（子どもとは分けて聞く。できれば児童相談所職員も同席。）
  - ・子どもは一時保護、若しくは自宅へ返す。
  - ・次の日、教職員へ経過を伝える。
  - ・一時保護の場合は、勉強道具などを児童相談所へ届け、保護中の連絡や対応等必要事項について児童相談所と確認する。
  - ・兄の通う高校に連絡を取り、情報収集に努める。 など
- ※記録の留意点等については、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第二版）（岡山県教育庁人権教育課 H30. 3）」の20ページ参照

2 この事例では、学校が児童相談所に通告し、対応した結果、児童相談所から父親に対して、A への関わり方等について指導・助言が行われることになりました。その後、本人や父親に対する学校の支援について、関係機関との連携についてどんなことが考えられますか。また、どんなことに留意しなければいけないでしょうか。自分の考えを書いてみましょう。

#### 「本人に対して」

- 毎日丁寧に声かけをして様子を把握する。
- 教職員で見守る体制をつくる。
- 子どもが安心感を得られる体制を整える。
- 自尊感情を育てる取組やコミュニケーションの取り方を教える。
- 困った事があった場合、抱え込まずに相談すれば良いこと、相談先など伝えておく。 など

#### 「父親に対して」

- 保護者を責めずに、受容的な話の聴き方をするよう努める。
- 定期的に面談や家庭訪問をし、学校の様子を伝えるとともに、子どもの成長をキーワードに関わり方についての話をしながら、信頼関係を築く。
- 保護者の愛情を否定するのではなく、愛情の示し方に問題があることを伝え、示し方を間違えると「しつけ」ではなく「虐待」になってしまうことを伝える。
- 次回同様のことがあれば、学校には通告義務があることを告知しておく。
- 保護者として子どもと上手に関わることができている点を積極的に評価する。
- 養育に困り感があれば、主治医への相談や児相への相談を勧めて、その場で予約を取る。
- 学校での本人の頑張りを積極的に伝えるようにする。
- 子どもの障害の特性や得意なこと苦手なことなどを話し合い、具体的にどうすれば、子どもの支援や成長につながるのかを確認する。
- スクールソーシャルワーカーの活用を紹介する。 など

#### 「関係機関との連携」

- ケース会議（校内ケース会議、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議等）を通して、市町村や児童相談所等と情報交換し、情報の共有に努める。
- 定期的に、又は状況の変化等に応じて市町村や児童相談所等と連絡を取り合い、対応方針や留意事項を共通理解しておく。
- 主治医へ連絡をとり、関わり方について助言を得る。
- 兄の通う高校に連絡をし、情報交換をする。 など

### 3 ふりかえろう